

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準について、北米海域及び米
国カリブ海海域において新たな基準を適用すること。
(第十一条の七関係)

第二 船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準及び船舶において使用する
燃料油の品質の基準について、特別の基準を適用する海域である米国カリブ海海域の一部の座標を修正
すること。
(別表第五関係)

第三 附則

- 一 この政令は、平成二十七年九月一日から施行すること。
(附則第一項関係)
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めること。
(附則第二項関係)